

## 令和2年度 社会教育について(案)

### 令和2年度 努力目標

高度情報化、国際化、少子高齢化などの社会の急激な変化は、人々の生き方や価値観にも大きな変化を与え、物質的な豊かさをもたらす一方で、人と人とのつながりの希薄化や子どもの貧困が社会問題になるなど様々な課題を生んでいる。そのような中で、市民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送るとともに、相互学習を通じた絆を強化し、多様な地域課題の解決に向けて主体的に活動し、市民自らが地域運営の担い手として関わっていくことが求められている。

このような状況から、教育委員会としては、個人の要望や社会の要請をふまえたうえで、住民の自発的・主体的な学習活動や社会参加を支援することにより、本市の社会教育を推進する。

具体的には、様々な機会や場所を利用して実際生活に即した文化的教養を高められるような環境の醸成や、多様な需要をふまえた適切な学習機会の提供及び奨励、そして、学校教育担当部局と十分に連携し、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互の協力の促進に努めるため、下記のとおり取組みを行う。

人権教育については、社会教育のすべての領域において、人権文化の創造のため、市民が豊かな人権感覚を育むことができるよう、「茨木市人権教育基本方針」・「茨木市人権教育推進プラン」の趣旨をふまえ人権の視点を取り入れた各種講座や事業を実施し、地域における人権意識の醸成を図る。

公民館については、広く利用を促進し、コミュニティの醸成を図り、地域の自主的な運営への機運を高めるとともに、学びを通じた人づくり、つながりづくり、地域づくりの拠点施設として、住民のニーズに応じた学習を深めつつ、現代的課題・地域課題の解決に向けた事業の実施を推進するなど、公民館活動の更なる充実を図り、学びと活動の好循環を実現する。

家庭教育については、保護者の自発的・主体的な学習活動を支援することにより、家庭教育に関する知識の習得と保護者どうしのつながりを促し、家庭や地域の教育力の向上を図る。

青少年教育については、青少年センター・青少年野外活動センターを活用し、「いま伸びよう茨木の未来をひらく青少年」の標語に基づいた青少年健全育成運動を全市域において展開することによって、青少年に「生きる力」・「豊かな人間性」などの育成を図る。

文化財の保存と活用については、本市の歴史的的特性等をふまえ、多様な文化財の保存・活用施策を推進する。

図書館については、「本が好きなまち・茨木」をめざし、あらゆる年齢層の市民が自由に知識を習得する社会教育施設としての役割を果たすため、「市民の暮らしに役立ち、誰もが気軽に利用できる親しみやすい魅力ある図書館」を目標に、資料・情報の提供をはじめ、図書館サービスの充実を図る。

また、文化・生涯学習及びスポーツについては、社会教育と関連する重要な項目であるという認識のもと、引き続き市長部局の担当課とも十分に連携して取組みを行う。

文化施策については、その方向性を示した「文化振興ビジョン」に基づき、市民の各種文化活

動を支援し、歴史・伝統文化資源の保存・継承を行う。

生涯学習施策については、**審議会やパブリックコメントなどの意見をふまえ**、（仮称）生涯学習推進計画を策定する。

生涯学習センターでは、藍野大学、追手門学院大学、**大阪行岡医療大学**、梅花女子大学、立命館大学に近隣の大阪大学を加えた**6校体制**による大学連携事業や企業連携事業の充実を図り、多様な学習機会の提供に努める。

スポーツについては、「茨木市スポーツ推進計画」に基づき、すべての市民がそれぞれの興味、体力、技能、目的等に応じて、生涯にわたってスポーツに親しめるよう、市民の生涯スポーツを推進する。また、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を**目前にし**、**聖火リレー**、ホストタウンの取組みを進める。

## 1 人権教育の推進について

社会教育のすべての領域において、「茨木市人権尊重のまちづくり条例」及び「茨木市人権教育基本方針」の趣旨をふまえ、「茨木市人権教育推進プラン」、「第2次茨木市人権施策推進基本方針」及び「第2次茨木市人権施策推進計画」に基づき、人権教育の推進に努め、豊かな人権文化の広がりをめざす。

- 1) **社会教育施設等において**、条例等の趣旨に基づいた人権教育を推進するため、各種講座について、企画段階において人権尊重の視点を取り入れた内容や講師の選定などに取り組み、家庭や地域における人権意識の醸成を図る。
- 2) 関係諸団体と連携し、**人権に関する諸事業を実施する**。具体的には、青年による人権啓発事業において、同実行委員会と連携し、人権をテーマとした事業を実施する。子どもの豊かな人権感覚を育む場として、家庭の役割が重要であることをふまえ、家庭教育学級において、人権をテーマとした学習機会を取り入れる。**社会教育関係団体等のリーダー的立場にある方を対象に、人権意識の醸成、団体活動の促進等を目的とした講座を実施する**。
- 3) 「大阪府識字施策推進指針」「茨木市識字施策推進指針」等の趣旨をふまえ、「識字・日本語教室」を開講し、外国人を含むすべての人々に教育の機会を提供するとともに、日本の風習、文化等の情報提供や異文化交流会など、学ぶ機会の充実を図る。

## 2 公民館活動の推進について

公民館は、社会教育活動、住民にとって最も身近な学習の拠点として、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与するとともに、地域コミュニティの場として、公民館活動を通じて、地域や社会の中で人と人との繋がりを形成し、地域の人材育成や地域の教育力の向上に寄与することを目的に、以下のとおり重点的に取り組んでいく。

- 1) 社会教育活動の拠点として、地域の実情に応じて、地域の歴史、防災、消費者問題をテーマにした講習会等の開催や、読み聞かせの実施などの取り組みを推進するとともに、社会の要請に対応する現代的課題・地域課題の解決に向けた取り組みを、さらに進めるために、その解決に向け必要な情報の把握、提供に努める。また、各公民館、関係各課、市内大学などと連携するなど公民館活動の更なる充実、活性化を図る。
- 2) 地域活動の拠点施設としての機能を高めるために、地域と十分協議したうえで、公民館における管理運営機能のコミュニティセンター化を図る。
- 3) 公民館施設について、利用者が安全で快適に利用できるよう適切な維持管理に努めるとともに、「茨木市公共施設等マネジメント基本方針」における長寿命化の推進に向けた改修等に取り組む。
- 4) 中央公民館は、公民館活動の推進、施設の維持管理において、小学校区公民館と十分な連携を図り、充実に努める。

### 3 家庭教育の支援について

近年、少子化による人口減少、急速な高齢化、核家族化等による地域とのつながりの希薄化や情報化の進展等、社会のあり方が大きく変化する中、「家庭教育」については、家庭の孤立化、子育て不安の増大、ひいては子どもへの虐待など、様々な問題が生じており、地域や社会全体での支援の必要性が高まっている。家庭や地域の教育力の向上を図り、家庭教育を支援するため、以下のとおり取り組む。

- 1) 家庭教育の大切さを認識し、子どもを育成するために必要な知識及び技術を身に付け、保護者としての資質向上を図るため、家庭教育に関する講座を実施するとともに、その講座内容についてHP等で広く周知し、学習機会の提供に努める。
- 2) 保護者同士が互いにつながり、課題を見つけ、ともに学習していく場を提供するため、家庭教育学級を各小学校区単位で開設する。
- 3) 地域人材を活用した、対話や交流を通して親のあり方を学ぶ「親まなびおでかけ講座」の充実に努める。

### 4 青少年教育の推進について

青少年及び育成者、保護者等を対象として、自主的・組織的な活動の支援や、様々な体験の機会を提供することにより、青少年の健全な育成及び人権文化の高揚に努める。

- 1) 放課後や週末等に、地域住民の参画・協力を得て、小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心で健やかな子どもたちの居場所を設ける「放課後子ども教室」を実施し、子どもの体験・交流活動等の活性化を図り、地域社会全体で子どもの創造性、自主性、協調性を養い、豊かな成長を育む教育コミュニティづくりを推進する。また、引き続き、市内大学と連携を図り、大学

生ボランティアの登録・派遣を行うとともに、市内企業の協力を得て、豊かな体験活動の機会の提供など放課後の居場所の充実を図る。さらに、国が示す「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、当該小学校内に開設する学童保育事業との連携に努める。

- 2) 茨木市青少年健全育成キャラクター「ほっとけん！」を活用し、茨木市青少年健全育成運動重点目標「子どものSOS ほっとくん!？」～大人が気づいて 声をかけあう 関係づくり～を市民に周知し、子どもが居場所に出しているサインに気づき、大人が声をかけることが、子どもを救うきっかけづくりになるということについて取組みを推進する。
- 3) 学校・家庭・地域の連携を深め、地域社会全体で青少年を見守り、育てていくために、小学校区では青少年健全育成運動協議会やこども会等が協働し「地域での人間関係の構築」と「地域活動への参加促進」を、中学校区では青少年指導員の活動内容を中心に「問題行動の抑制」と「規範意識の醸成」を目的とした活動を推進するために、青少年健全育成団体への支援を行う。また、地域における青少年を対象とした取組を表彰する「ほっとけんアワード」を**実施**し、青少年健全育成団体の活動意欲の向上を図る。
- 4) 市内全域の青少年を対象として、ものづくりの**体験**や観劇会など、体験・交流の機会を設定し、豊かな人間性を培う場を提供するよう事業を実施する。また、青少年が「ゆめ」を持ち、その実現に向けて前進できるよう努める。
- 5) 市内の高校生・大学生がクラブ活動等で学んだ知識や技術を生かして、小・中学生等向けの体験型の講座等を企画運営する「青少年による青少年のためのイベント」を実施することにより異年齢交流や達成感・自己有用感を感じる機会の提供に努める。
- 6) 青少年野外活動センターでは、自然と親しむ集団生活、野外活動及びレクリエーション活動の機会として**キャンプ事業**等を実施するほか、小学校自然宿泊体験学習や中学校の校外学習等での日帰り・宿泊利用の受入を行い、青少年が体験活動を通して社会を生き抜く力を育む場となるよう努める。
- 7) 近隣の大学と協力しながら、青少年野外活動センターや、放課後子ども教室において、大学生が活動できる場を設定し、参加者や地域住民とのコミュニケーションを重視した活動を支援することで、次世代を担う青少年の健全育成の充実を図る。

## 5 文化財の保存と活用について

社会経済情勢の急激な変化が、特に地域社会の在り方に大きく影響を与えている現在、郷土愛の醸成は、今後その重要性が増すものと考えられる。そのためには、郷土茨木の歴史及び伝え継がれた文化を正しく理解することが必要であるとの観点から、「茨木市文化財保護条例」に基づき、国や府とも連携しながら文化財の保存と活用に取り組んでいく。貴重な文化財を良好な状態で後世へと引き継いでいくとともに、多くの市民が文化財に親しむ機会を設けることで、市民の文化財への愛着や郷土への認識を深め、生活に豊かさをもたらすよう努める。

- 1) 市内に存在する文化財の情報収集や**調査・研究**に努めるとともに、「茨木市文化財保護条例」に基づいて文化財の保存と活用を図る。
- 2) 文化財資料館においては、本市の豊かな歴史と文化を発信する企画展や講演会を開催する。

- 3) キリシタン遺物史料館を中心に、国内有数の貴重なキリシタン遺物を活用した企画展を開催するなど、隠れキリシタンの里として知られる北部地域の歴史遺産の掘り起こしを図る。
- 4) 東奈良遺跡に代表されるように、本市からは多くの貴重な埋蔵文化財が発見されており、今後も精緻な調査に努めるとともに、調査成果をいち早く市民に発信するよう取り組む。
- 5) 国史跡郡山宿本陣(樺の本陣)においては、大阪北部地震等により破損した建物の部分修理を経て、公開事業をはじめ活用に向け取り組む。
- 6) 郷土の豊かな歴史と文化を次世代に引き継ぐという観点から、児童向け啓発リーフレットの発行や出前講座、夏休み体験講座などを実施するとともに、埋蔵文化財発掘調査現場において小学生の発掘体験を行うなど、子どもの文化財や郷土への愛着心を育むよう努める。
- 7) 郷土の歴史を学ぼうとする市民の活動を促進し、市民一人ひとりが歴史を伝える担い手であるとの認識を醸成することを目的に、文化財解説ボランティアの育成・活用を図る。

## 6 図書館活動の推進について

図書館は、市民が知的活動や日常生活を行う上で必要なさまざまな資料や情報を提供する地域の情報拠点として、幅広い資料・情報の収集と効果的な運営に努める。

- 1) 市民の要望と関心を踏まえながら組織的、系統的に資料を収集し、市民の求める資料・情報をできる限り提供するように努めるとともに、魅力ある書架づくりに努める。併せて郷土行政資料についても、適宜収集・保存に努める。
- 2) 多種多様化する調査研究にも応えることができるよう、インターネット等を活用した電子資料サービスの充実に努めるとともに、府立図書館など他の図書館や関係機関と連携を図り、レファレンス・サービスの機能の充実に努める。
- 3) すべての市民が、読書を通じて人生を豊かに送れるよう、読書活動の推進を図る。特に、子どもの頃からの読書は思考力や想像力を伸ばし、自分で考える力を養う大切なものであるため、第3次茨木市子ども読書活動推進計画に基づき、学校や関係機関と連携して、発達段階に応じた読書環境を提供し、子どもの読書活動の推進を図る。
- 4) ボランティアとの協働や、関係機関と連携を図ることにより、幅広い年齢層の方々が参加できる行事を開催するなど、図書館の利用を促進し、生涯学習機会の充実に努める。
- 5) 図書館をより活用していただけるよう、広報誌やチラシ、リーフレットの他、ホームページやSNSなどにより、幅広く積極的な図書館の情報発信に努める。